

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、最先端の技術と確かなサービスで、夢のある社会の発展に貢献しますという基本理念のもと、グローバル競争に勝ちぬぎ、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、それを支えるコーポレートガバナンスの充実に取り組むことが重要であると考えております。当社のコーポレートガバナンス強化のため、当社が持つワールドワイドのリソースを最大限活用する仕組みを構築し、経営基盤及び技術基盤を強化し、グローバル水準の収益力を確立できるよう、体制を整備します。

加えて、当社が夢と活力に満ちた会社であり続けることが、社員の高いモチベーションを支え、当社の持続的な成長を支える基盤になるものと考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

すべての原則について、2018年6月に改訂されたコードに基づき記載しております。

< 補充原則4-8-1 独立社外者のみを構成員とする会合を定期的に開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである >

当社は、独立社外者のみを構成員とする会合を、設定しておりません。しかしながら、取締役会実行性評価に関する討議の一環で、社外取締役及び社外監査役を中心とした意見交換、討議を実施いたしました。なお、本会合における討議の実効性を高める目的で、当社の過去の経緯や、理念等に精通した社内取締役1名も本会合に出席いたしました。今後は、このような意見交換、討議を継続的に開催していく予定です。

加えて、当社は社外取締役及び監査役との情報共有のため、とくに重要な事項については、当社執行部との間で事前に意見交換を行う場を設けるなど、独立社外者に対する十分な情報提供及び意見交換に努めております。これにより、独立社外者は積極的に取締役会の議論に参加し、活発な意見交換を通じて、その責務を果たしていると考えております。

< 補充原則4-8-2 筆頭独立社外取締役を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである >

当社は、情報共有のため、とくに重要な事項については、独立社外取締役及び監査役と当社執行部との間で事前に意見交換を行う場を設けるなど、独立社外者に対する十分な情報提供及び意見交換に努めております。なお、当社は筆頭独立社外取締役を設けておりませんが、独立社外取締役と経営陣との連絡・調整や監査役会との連携に問題はないと考えております。

< 補充原則4-10-1 独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置することにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである >

2019年3月期の指名委員は、取締役3名、独立社外監査役1名の計4名が務めております。現在指名委員を務める独立社外監査役につきましては、資本市場及び企業経営における広い見識を有するとともに、長年にわたり当社の事業や幹部候補となり得る社内人材を熟知していること等から、指名委員として適任であると考えております。また、当社では、指名委員にはCEOは加わらないことを指名委員会規程上、規定しており、同委員会の運営にはCEOの権限が及ばず、独立性・公正性の高い候補者選定を実現することが重要と考えております。加えて、運営上、指名委員会からの候補者提案にあたっては、独立社外取締役に事前に相談するなど、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

< 原則4-11 取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである >

2019年3月期の取締役会は外国籍の取締役1名を含む取締役12名で構成されており、現況においてバランスの取れた人材構成をもたらす適正規模と考えております。

現在は女性の取締役・監査役を選任しておりませんが、今後とも取締役・監査役候補者に関しましては、当社が期待する知識・経験・能力を備えた、ジェンダーや国際性を含む多様な人材の選定に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

すべての原則について、2018年6月に改訂されたコードに基づき記載しております。

当社は、前記1.「基本的な考え方」に記載した各事項の実現に資するガバナンスの枠組みを示すため、「東京エレクトロン コーポレートガバナンス・ガイドライン」(以下「本ガイドライン」といいます)を策定しております。

本ガイドラインは、当社ウェブサイトに掲載しています。

https://www.tel.co.jp/about/cg_01_guideline.pdf

なお、コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる各事項の実施状況、及び2018年6月のコード改訂を踏まえた本ガイドラインの主な改訂内容について、巻末に添付の「対応状況表」にまとめましたので、ご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	29,050,500	17.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	16,852,000	10.26
株式会社東京放送ホールディングス	7,727,383	4.70
ジェービー モルガン チェース バンク 380055	6,633,055	4.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	3,137,800	1.91
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	3,022,100	1.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,599,300	1.58
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	2,587,261	1.57
ジェービー モルガン チェース バンク 385151	2,278,355	1.38
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,264,330	1.37

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

上記は、2018年9月30日現在の状況を記載しております。なお、当社は自己株式を1,029,638株保有しております。
2017年9月25日付で野村證券株式会社から公衆の縦覧に供されている変更報告書において、ノムラ インターナショナル ビーエルシー及びその共同保有者である他1社が2017年9月15日現在、13,686千株所有している旨、2017年7月21日付で三井住友信託銀行株式会社から公衆の縦覧に供されている変更報告書において、同社及びその共同保有者である他2社が2017年7月14日現在、13,588千株所有している旨、2017年6月19日付で株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから公衆の縦覧に供されている変更報告書において、株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)及びその共同保有者である他3社が2017年6月12日現在、12,214千株所有している旨、2016年2月4日付でブラックロック・ジャパン株式会社から公衆の縦覧に供されている変更報告書において、同社及びその共同保有者である他6社が2016年1月29日現在、10,252千株所有している旨、2018年3月23日付でアセットマネジメントOne株式会社から公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、同社が2018年3月15日現在、8,735千株所有している旨が記載されておりますが、当社として2018年9月30日現在の実質保有状況の確認ができない部分については、上記表に含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特にございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井上 弘	他の会社の出身者											
チャールズ・デイトマース・レイク二世	他の会社の出身者											
佐々木 道夫	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 弘	○	――	社外取締役の井上弘氏は、(株)東京放送ホールディングス取締役会長や一般社団法人日本民間放送連盟会長等を歴任し、企業経営者として豊富な経験及び見識を有しております。これらの経験及び見識を活かし、当社取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から当社の経営全般に意見・助言をいただくため、社外取締役として選任しております。 同氏は、(株)東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしておりますので、独立役員として指定いたしました。

チャールズ・デイトマース・レイク二世	○	——	社外取締役のチャールズ・デイトマース・レイク二世氏は、アフラック生命保険㈱代表取締役会長及びアフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド取締役社長を務めており、日本と米国の両国にまたがる企業経営者としての豊富な経験及び見識を有しております。これらの経験及び見識を活かし、当社取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から当社の経営全般に意見・助言をいただくため、社外取締役として選任しております。 同氏は、㈱東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしておりますので、独立役員として指定いたしました。
佐々木 道夫	○	——	佐々木道夫氏は、㈱キーエンスの代表取締役社長等を歴任し、企業価値の飛躍的な向上や高い利益率を実現する等、長年にわたり同社のグローバルマネジメントに携わった経験を持ち、企業経営者としての豊富な経験と見識を有しております。これらの経験及び見識を活かし、当社取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から当社の経営全般に意見・助言をいただくため、社外取締役として選任しております。 同氏は、㈱東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしておりますので、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	3	0	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	2	1	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社では、執行部及び取締役の業績等に対する評価が客観的な立場で行えるよう、取締役会内に指名委員会と報酬委員会を設置し、それぞれCEO及び取締役候補者の指名、役員報酬制度についての積極的な議論を行っております。

具体的には、指名委員会は、CEO及び取締役候補者の指名を通じた取締役会構成の公正性・実効性の確保を目的として、株主総会で選任される取締役候補及び取締役会で選任されるCEO候補を指名し取締役会に提案しています。また、報酬委員会は、経営の透明性・公正性、報酬の妥当性を確保するため、当社グループの取締役及び執行役員の報酬方針・報酬制度、代表取締役の個別報酬額を取締役に提案しています。

両委員会の存在が、当社経営の公正性等を担保し、当社の健全な「攻めのガバナンス」を支えています。

なお、2019年3月期の指名委員は、取締役3名、独立社外監査役1名の計4名が務めております。現在指名委員を務める独立社外監査役につきましては、資本市場及び企業経営における広い見識を有するとともに、長年にわたり当社の事業や幹部候補となり得る社内人材を熟知していること等から、指名委員として適任であると考えております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社外監査役を含む監査役全員は、会計監査人から当期の監査計画を受領し、監査の方法の概要及び監査重点項目等について説明を受け、四半期・期末決算時に会計監査人からそれぞれレビュー及び監査結果に関する報告を受けております。

また、監査役は、常勤監査役が中心となり、内部監査部門である監査センターの報告会(年6回)等を通じ、内部監査部門と連携を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 高稔	他の会社の出身者													
和貝 享介	公認会計士													
酒井 竜児	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 高稔	○	_____	社外監査役の山本高稔氏は、日米のエレクトロニクス業界を担当した証券アナリストとして長い経験を有し、また、公益財団法人証券アナリスト協会検定会員であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの経験及び見識を活かし、監査の妥当性を客観的に確保する観点から、社外監査役として選任しております。
和貝 享介	○	_____	同氏は、(株)東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしておりますので、独立役員として指定いたしました。
			社外監査役の和貝享介氏は、公認会計士として監査法人での長年の経験があり、日本公認会計士協会の常務理事等を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの経験及び見識を活かし、監査の妥当性を客観的に確保する観点から、社外監査役として選任しております。
			同氏は、(株)東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしておりますので、独立役員として指定いたしました。

酒井 竜児		社外監査役の酒井竜児氏は、長島・大野・常松法律事務所所属のパートナー弁護士であり、会社法及びM&A、国際取引等を専門とする弁護士として豊富な経験及び専門知識を有しております。これらの経験及び専門知識を活かし、監査の妥当性を客観的に確保する観点から、社外監査役として選任しております。同氏は、(株)東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。しかしながら、同氏が所属する長島・大野・常松法律事務所において、所属弁護士が社外役員となる場合に独立役員としての届出を行えない旨の方針があるため、当社は同氏を独立役員として指定しておりません。
-------	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名
---	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、(株)東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性判断基準」に基づき、社外取締役及び社外監査役の独立性を判断しております。
「社外役員の独立性判断基準」は、当社ウェブサイトに掲載しています。
https://www.tel.co.jp/about/cg_02.pdf

また、当社は、社外役員に係る取引または寄付が次の輕微基準の範囲内である場合は、属性情報の該当状況についての記載及び概要の説明を省略しています。

(取引)

- ・ 当社及び当社子会社からの支払い額が、直近事業年度においてその支払先の年間連結売上高(これに準ずるものを含む)の1%または5千万円のいずれか高い方の額未満
- ・ 近親者については、当社からの支払い額が、直近事業年度においてその支払先の年間連結売上高(これに準ずるものを含む)の1%または5千万円のいずれか高い方の額未満
- ・ 当社への支払額が、直近事業年度において当社の年間連結売上高の1%相当額未満

(寄付)

- ・ 当社から受けている寄付の金額が、直近事業年度において1千万円未満

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの報酬方針として重視する点は以下のとおりです。

グローバルに競争力のある構成と水準

短期的業績連動、持続的な成長及び中長期の企業価値向上との連動

経営の透明性・公正性、報酬の妥当性の確保

このような方針のもと、当社は、業績や株主価値との高い連動性を持つ役員報酬制度を採用しております。このたび、取締役の報酬と中期業績との連動性を一層高めることにより、さらなる成長を実現するべく、第55期定時株主総会において新たに中期業績連動報酬の導入を決議いたしました。これにより、取締役の報酬は固定基本報酬、年次業績連動報酬及び中期業績連動報酬で構成されることとなります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

付与対象者は、当社取締役(社外取締役を除く)、当社執行役員及び幹部社員、子会社の取締役、執行役員及び幹部社員であります。

当該付与対象者に対して、年次賞与である業績連動報酬の一部を株式報酬として支給することにより、業績向上による株価向上のインセンティブを持たせるとともに、株価変動によるリスクを株主各位と共有することを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

ステークホルダーに対する透明性が重要であるとの視点に立ち、1999年より事業報告(旧 営業報告書)において代表取締役の個別報酬、取締役及び監査役の報酬総額を開示しております。
有価証券報告書におきましては、取締役(社外取締役を除く)、社外取締役、監査役(社外監査役を除く)、社外監査役の区分に応じて、各々の報酬総額を開示しております。また、報酬総額が1億円以上である取締役につき、個別の報酬開示を行っています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、経営の透明性・公正性、報酬の妥当性を確保するため、独立社外取締役を含む3名以上の取締役で構成される報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、継続的に外部の第三者機関からベスト・プラクティスに基づくアドバイスを得ており、業界の国内外企業との報酬水準と制度の分析比較を行った上で、取締役及び執行役員の報酬方針・報酬制度、代表取締役の個別報酬額について取締役会に対し提案を行っております。代表取締役の個別報酬額を提案する報酬委員会には、代表取締役は加わりません。

・年次業績連動報酬

CEOの年次業績連動報酬につきましては、企業価値・株主価値向上に対する要素をより明確に報酬に連動させるため、親会社株主に帰属する当期純利益に一定比率を乗じる算定式を定めております。この算定結果に連結ROE(連結自己資本利益率)の当期実績値を加味し、特殊な損益及び考慮すべき特殊要因等がある場合はさらに必要な調整を行います。このように、当社は、親会社株主に帰属する当期純利益額に連動し年次業績連動報酬額の水準が決まる利益分配型の報酬算定方式を採用しております。また、2019年3月期から、代表取締役個人のパフォーマンスを報酬委員会が評価し、代表取締役の個別年次業績連動報酬額に反映させることを予定しております。

CEOを含む取締役の年次業績連動報酬は、原則として現金賞与と株式報酬(ストックオプション)で構成し、その取締役における構成割合は概ね1対1としており、年次の業績はCEOを含む取締役の年次業績連動報酬に適切に反映します。株式報酬(ストックオプション)につきましては、「権利行使価額を1株につき1円に設定した新株予約権」を付与し、3年間の権利行使制限期間を設定します。

・中期業績連動報酬

中期業績連動報酬は株式保有を通して株主目線と共有し、企業価値増大への意識を高めることを目的に株式報酬(パフォーマンスシェア)で構成します。中期業績連動報酬は各取締役の役位・職責に基づき算出される基準金額に対し、3力年にわたる対象期間の業績目標達成度に応じて支給率0%～150%の間で変動いたします。中期の企業価値向上と取締役報酬額を適切に連動させるため、業績指標としては連結営業利益率、連結ROE等を用います。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の業務の遂行に必要な情報について、当社総務部から適時に伝達するなどサポート体制の窓口を一本化しております。

また、取締役会開催日に先立って、取締役会出席者に審議事項に関する資料を事前配布し、社外取締役及び社外監査役に対しては事務局より適宜事前説明を行っています。特に重要な事項については、事前に、独立社外取締役及び監査役と当社執行部との間で意見交換を行う場を設けるなど、独立社外取締役及び監査役に対する十分な情報提供及び意見交換に努めております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 **更新**

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
佐藤 潔	顧問	同氏が当社在籍時に培った見識、経験、技術に基づく専門的アドバイス	非常勤、報酬あり	2009/3/31	2017年7月1日から 2019年6月30日まで 更新予定なし
久保 徳雄	ファウンダー	当社の創業者に対し、その功績に敬意を表し「ファウンダー」の称号を付与したもの	業務、勤務及び報酬なし	1980/12/23	-
小高 敏夫	ファウンダー	当社の創業者に対し、その功績に敬意を表し「ファウンダー」の称号を付与したもの	業務、勤務及び報酬なし	1990/12/20	-

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

3名

その他の事項

(1) 経営体制

当社は、現状、取締役会及び監査役会から構成される監査役会設置会社の方式を採用し、監査役会による経営の監督のもと、実効性のあるガバナンスを実現しております。加えて、この機関設計のもと、

重要な業務執行の意思決定及び監督機能を有する取締役会

経営の公正性、実効性、透明性の確保を目的とする指名委員会、報酬委員会の設置

会社戦略の立案、推進機関としてのCSS(Corporate Senior Staff)の設置

など、当社の持続的成長に向けた攻めのガバナンス実現に資する体制を敷いております。指名委員会及び報酬委員会については、本報告書III「任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性」並びに本ガイドラインIII2(2)及びIII3(3)、III3(6)を、CSS(Corporate Senior Staff)については、本ガイドラインIII2(3)をそれぞれご参照ください。

また、倫理担当取締役を任命し企業倫理の徹底に取り組むとともに、内部統制担当取締役を任命し内部統制システム及びリスク管理体制の整備を図っております。加えて、企業の社会的責任(CSR)につきましては、CSR担当取締役を任命し、CSRに対する取り組みを推進しております。

(2) 取締役会

当社取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、経営戦略及びビジョンを示すこと、戦略的な方向性を踏まえた重要な業務執行の決定を行うこと及び自由闊達で建設的な議論を行うことをその役割・責務として、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めております。

取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方や、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた取締役、CEOの指名の方針及び手続等、当社取締役会についての詳細は、本ガイドラインIII3に取り纏めておりますのでご参照ください。

(3) 監査役監査

当社監査役は取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査するとともに、監査方針、監査役間の職務分担等を監査役会で決定し、当社グループの業務執行状況の調査等を実施することにより、実効性ある監査に取り組んでおります。当社は現状、常勤監査役2名を置くことにより、実査を通じた情報収集を行っています。また、内部監査部門、会計監査人との連携も適切に図れており、監査役監査に必要な情報は不足なく入手されるよう体制整備を行っています。監査役と執行部、内部監査部門、会計監査人との連携状況等、当社監査役会についての詳細は、本ガイドラインIII4をご参照ください。

なお、常勤監査役 原田芳輝氏は、当社グループの管理部門を統轄する執行役員を経験しており、常勤監査役 布川好一氏は、当社グループ会社の執行役員として同社の管理部門を統轄した経験があり、社外監査役 山本高穂氏は、公益社団法人日本証券アナリスト協会検定会員であり、社外監査役 和貝享氏氏は監査法人での長年の経験があり、日本公認会計士協会の常務理事等を歴任するなど、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(4) 会計監査

会計監査につきましては、有限責任 ずさ監査法人と監査契約を締結しており、期中監査に際して当社からあらゆる情報、データを提供しており、迅速かつ正確な監査が実施しやすい環境を整備しております。2018年3月期における業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数は、山田治彦氏は3年、鈴木紳氏は1年であり、会計監査の補助者は、公認会計士15名、その他27名であります。会計監査人については、本ガイドラインIII6もご参照ください。

(5) 責任限定契約

当社は、社外取締役及び各監査役との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項に定める賠償責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社におきましては、海外の売上比率が80%を超える環境下において、グローバル競争に勝ちぬき、持続的成長を実現する真のグローバルカンパニーとなるためには、それを支えるコーポレートガバナンスの充実に取り組むことが重要であると考えております。当社は、現状、取締役会及び監査役会から構成される監査役会設置会社の方式を採用し、監査役会による経営の監督のもと、実効性のあるガバナンスを実現しております。加えて独自の報酬委員会・指名委員会やCSS(Corporate Senior Staff)を設置し、当社が持つワールドワイドのリソースを最大限活用し、経営基盤及び技術基盤を強化し、グローバル水準の収益力を確立することに資するガバナンス体制を敷いております。

現状は、監査役を含めた取締役会出席者の17名中、独立社外取締役は3名であり、社外監査役3名を含めた社外役員は6名であります。独立社外取締役及び社外監査役は、社内出身の取締役による同質の議論に偏ることのないよう、独立した立場から忌憚のない意見を述べることで、取締役会の議論をグローバル競争で勝ちぬくための適切な方向に導きます。独立社外取締役のみならず監査役からの積極的な発言による活発な意見交換が、当社取締役会における最良の決断を支える礎となるものと考えております。当社は、業務執行の決定に不可欠な業務執行取締役と、社外役員による客観性が相まって、適度な緊張と建設的な議論が、当社取締役会において実現されていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会議案の十分な検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努め、株主総会開催日の3週間前までに発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日は、いわゆる集中開催日と予測される日を可能な限り避けて設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権の電子行使の導入や議決権電子行使プラットフォームの利用を通じ、機関投資家や海外投資家を含めた全ての株主の議決権行使が円滑に行われるように機会を提供しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版を作成しております。
その他	招集通知の発送に先立ち、金融商品取引所及び当社ウェブサイトでその内容を開示しております。招集通知の英訳についても、株主総会開催日の3週間前までに同様に開示しております。その他、議案の補足説明など、株主が株主総会において適切な判断を行うことに資する情報についても、必要に応じて当社ウェブサイトを開示しております。また、決議通知・株主総会のプレゼンテーション資料のホームページへの掲載を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は情報開示に対する考え方、情報開示の基準、情報開示の方法、業績予想等に関する留意事項、IR活動のスポークスパーソンについて「情報開示に関するポリシー」の中に定め、当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年4回、原則決算発表と同日に取締役会長及びCEOをスピーカーとして実施しております。また、年1回、中期経営計画説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	国内外において、取締役会長及びCEOをスピーカーとしてIRカンファレンスへの参加や個別面談を実施しています。例年7月には当社主催のIRカンファレンスを米国で実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会及び中期経営計画説明会プレゼンテーション資料、株主総会関連資料、有価証券報告書、四半期報告書、アニュアルレポート、ファクトブック、サステナビリティレポート等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室にIR専任者を置いております。	
その他	外国人投資家に対して公平な情報提供を行うため、開示情報は、原則全て英訳し、和文と同時または和文開示後速やかに当社ホームページに掲載しております。 (英訳IRサイト) https://www.tel.com/ir	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念において当社の社会的責任について明文化しております。 また、当社の持続的成長に向けたステークホルダーとの信頼関係の構築や、ステークホルダーとの協働について、本ガイドラインに規定しております。詳細は、本ガイドライン13及び11をご参照ください。
環境保全活動、CSR活動等の実施	安全・健康・環境への取り組み、社会貢献活動の成果等に関する報告について「サステナビリティレポート」を作成し、当社ホームページにおいても掲載しております。また、企業としての社会的責任及び取り組みについてCSR方針を制定するとともに、CSR担当取締役及び人事・総務・CSR本部長を任命し中長期的な視点から全社レベルの取り組みを推進しております。当社は、良き企業市民として果たすべき役割を理解し、社会の要請に誠実に応えていくことで、夢のある社会の構築に貢献していくことを目指します。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーの皆様に当社を充分理解いただくために有効と思われる情報を、適時開示のルールに則り、タイムリーかつ適切に開示しております。当社の情報発信は公的機関への情報開示、プレスリリース、各種報告書の発行、当社ウェブサイトの活用などとともに、双方向の意見交換が可能な連絡窓口として、投資家への対応を担うIR室、メディア等への対応を担う総務部広報グループ等を設置し、迅速かつ適切なコミュニケーションを可能とするよう努めております。 また、サステナビリティレポートやアニュアルレポートなどを通じて、非財務情報に関する開示の拡充にも努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社における内部統制に関する基本方針は以下のとおりであります。

当社は、高い水準での企業倫理を当社グループ全体で保持するとともに法律、国際的なルールを遵守して行動することを第一義と考えており、倫理担当取締役を任命するとともに、倫理基準の制定並びに倫理委員会を設置して企業倫理の徹底に取り組んでおります。内部統制システム及びリスク管理体制の整備につきましては、その整備の重要性から内部統制担当取締役を任命し、さらに当社グループの内部統制システム及びリスク管理体制をより実効的に構築し強化していくため、2009年4月より内部統制・コンプライアンス担当執行役員を任命しております。また、リスク管理の機能は総務部、コンプライアンスの機能は法務部が、それぞれ担っており、当社グループを取り巻くリスクの評価・分析を行い、重要なリスクについては必要な施策の実施を支援してリスク管理活動の状況を定期的に取締役会及び監査役に報告し、リスク低減に努めております。併せて、情報セキュリティ委員会、輸出取引管理委員会を設置し、機密情報管理、輸出コンプライアンス体制の一層の強化を図っております。当社は、当社グループの企業集団としての業務の適正性及有効性を確保するため、「関係会社管理規程」に基づきグループ会社の業績・財務状況その他の重要な情報について報告を受けるなど、子会社の業務の適正性を確保するための体制を構築しております。また、当社が内部監査部門として設置している監査センターは、当社グループの国内・海外拠点において業務監査、コンプライアンス監査、システム監査を実施し、内部統制システムが有効に機能しているか評価を行い、必要な場合には現場への業務改善の支援を行っております。なお、市民生活の秩序・安全並びに企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力とは一切関係を持たない旨を規定した『東京エレクトロングループ倫理基準』を、全社員に配布してその浸透を図るとともに、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、総務部門が窓口となり、警察等関連機関及び弁護士とも連携し、毅然とした対応を行います。

内部統制基本方針

1. 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役及び従業員には、法令・定款を遵守するとともに高い倫理観をもって行動することが求められる。
- (2) 当社グループの取締役及び従業員は、『東京エレクトロングループ倫理基準』及び『コンプライアンス規程』をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員の行動規範とし、これを実践しなければならない。
- (3) 企業倫理の徹底を図るため任命する倫理担当取締役は、倫理委員会及び法令遵守の取り組みに関する活動を定期的に取締役会に報告するものとする。
- (4) 代表取締役社長の直轄組織として設置する内部監査部門は、業務執行状況の内部監査を行う。この内部監査には、コンプライアンス違反の有無の監査も含まれるものとする。
- (5) 監査役は、取締役の職務執行の監査を行うにあたり、取締役の法令・定款に違反する行為があったとき、又はするおそれがあると認めた時は、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じる。
- (6) 法令上疑義のある行為などについて、従業員が直接情報提供を行う手段として設置した内部通報制度(ホットライン)の維持・運営を図る。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、不利益のないことを確保する。
- (7) 当社グループの財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況の有効性評価を定期的に行う。
- (8) 市民社会の秩序・安全ならびに企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力とは一切関係を持たないこととし、不当な要求等に対しては断固としてこれを拒絶する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理及び報告に関する体制

- (1) 『文書管理規程』に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
- (2) 取締役の職務執行に係るこれらの文書等が速やかに閲覧できる状態を維持するものとする。
- (3) 『関係会社管理規程』に従い、グループ会社の業績・財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 『リスク管理規程』において管理すべきリスクの種類の特定及びリスク管理体制の明確化を図る。
- (2) 同規程においてリスク毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを管理し、リスク管理体制を明確化し、適正な運営を図る。
- (3) 地震等のリスクにおける事業の継続を確保するための態勢整備を継続推進する。
- (4) 重要リスクに関しては、状況及び対応策を業務担当取締役が定期的に取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項などグループ経営の重要事項を決定するとともに、当社グループ全体の業務執行状況を監督する。
- (2) 取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から、社外(独立)取締役の招聘に取り組むものとする。
- (3) 取締役会は、取締役会決議によって、代表取締役・業務執行取締役及び執行役員に所管業務の執行を行わせる。
- (4) 当社は『取締役会規程』、『職務権限規程』、『決裁基準に関する規程』により、権限及び意思決定に関する基準を定め、グループ会社にこれらに準拠した体制を構築させる。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループの企業集団としての業務の適正と有効性を確保するために必要となる、グループ全体に適用すべき規程類を整備する。
- (2) 監査役は、当社グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう当社グループ会社の監査役との連携体制を構築する。
- (3) 内部監査部門は、企業集団の業務における適正性の確保状況についての監査を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性及び実効性に関する事項

- (1) 監査役が、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役付使用人を配置する。
- (2) 監査役付使用人は、監査役の指示に従いその職務を行い、他部署の使用人を兼務する場合にも、監査役職務の補助業務を優先する。
- (3) 前項の使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任免、異動、人事考課等人事に係る事項に関しては、常勤監査役の同意を必要とする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役、監査役及び従業員は、法令に違反する事実及び当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を発見したときは、当社監査役に対して速やかに報告しなければならない。また、当社グループは当社監査役への報告者に対して不利益のないことを確保する。
- (2) 当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの取締役、監査役及び従業員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
- (3) 各監査役は、重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧を行う他、必要に応じて、取締役及び担当執行役員その他各部門に対して、報告を求めることができる。
- (4) 監査役会は、内部監査部門から内部監査結果についての報告を受けるものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 内部統制を有効に構築する目的で、監査役と代表取締役との定期的意見交換の場を設けるものとする。
- (2) 監査役会は、内部統制を有効に構築する目的で、会計監査人及び内部監査部門との情報共有を行う。
- (3) 監査の妥当性を客観的に確保する観点から、社外(独立)監査役の招聘に取り組むとともに、常勤監査役を置く。
- (4) 監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計等の専門家を活用することができる。
- (5) 監査役がその職務の執行について生ずる費用等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でない場合を除き、当社はこれを負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループの役員及び社員が守るべき倫理基準を制定しており、その中で反社会的勢力排除に関する項目を掲げて取り組んでおります。

(行動規範)

「東京エレクトロングループの役員および社員は、市民生活の秩序・安全ならびに企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力とは取引関係を含め一切関係を持たないこととし、いかなる理由があっても資金提供や便宜を図る行為は行わない。」

当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対しては、グループ会社各社総務部門を中心に警察等の関連機関や弁護士とも連携し、民事・刑事の両面からの法的対抗措置を含めて、断固たる態度で対応していきます。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 基本的な考え方

当社におきましては、投資家への適時・適切な会社情報の開示が、株式等にかかる公正な価格形成に貢献し、広く金融商品市場の健全化に資することを目指しております。
こうした観点のもと、当社は「適時開示規程」を制定し、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報等を把握・管理し、適時・適切な開示に取り組んでおります。

2. 会社情報の適時開示に関する社内体制

(1) 適時開示手続き

1. 開示担当部門が取締役会の事務局を担当しているほか、担当執行役員が重要な会議に出席することにより、当社グループの情報を網羅的に収集できる体制となっております。
2. 適時開示の公表の担当は、原則として総務部長としますが、公表の内容に応じ、経理部長がこれにあたることがあります。
また、総務部を事務取扱部署として、関連部署による社内チェックを実施しております。
3. 情報に対する適時開示の要否判定は、情報取扱責任者(担当執行役員)の指揮のもと、総務部長が原則としてこれを行います。総務部長は、適時開示の要否判定にあたり、㈱東京証券取引所の「有価証券上場規程」及び「会社情報適時開示ガイドブック」をもとに、関連部署(総務部、経理部、IR室等)との検討を行うとともに、必要に応じて、㈱東京証券取引所に照会を行うものとします。
4. 決定事実や決算情報については、取締役会決議が必要とされる場合は取締役会の承認を得た上で、速やかに開示します。ただし、発生事実や決算情報のうち業績予想並びに配当予想の修正等に係る情報など、適時開示の主旨に則り速やかに開示することが求められる事項については、情報取扱責任者が代表取締役と協議のうえ、取締役会への付議を経ず直ちに開示を行うことがあります。
5. ㈱東京証券取引所の提供する「適時開示情報伝達システム(TDnet)」への登録は、総務部が行います。

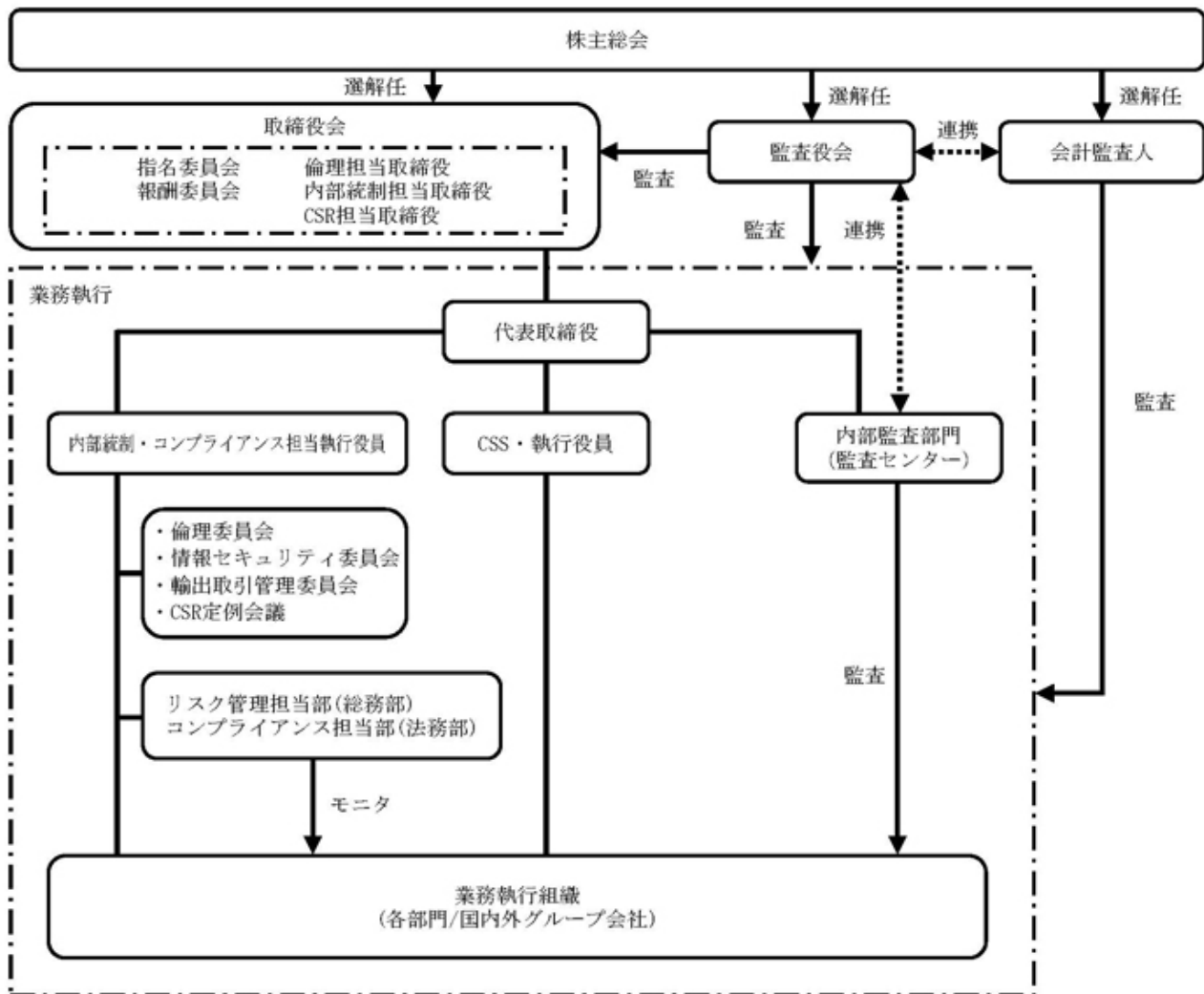
(2) 内部者取引の防止

内部者取引を未然に防止することを目的に、「内部者取引防止に関する規程」において、役員・従業員等がその職務に関して取得する情報管理・服务等の基本的事項を定め、運用しております。また、未公表の決算情報については重要事実として、各四半期において、それぞれの決算期末日から決算発表までの期間は役員及び社員による当社株式の売買を禁止する期間を設けております。

3. 広報・IR活動

投資者等に対する会社情報の提供のため、㈱東京証券取引所のTDnetへの適時開示以外にも、総務部、IR室を担当部署として、以下のような広報・IR活動を自主的に行っております。

- (1) 当社ホームページへの適時開示情報掲載
 - (2) 決算説明会の開催(四半期毎)
 - (3) 情報開示後の照会の対応
 - (4) その他投資判断に影響を与えると判断した情報の自主公表
- 本報告書III2「IRに関する活動状況」もご参照ください。



添付

対応状況表

(1) コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる各事項の実施状況

コーポレートガバナンス・コード	本ガイドライン上の記載箇所	本ガイドラインの ページ
原則 1-4 政策保有株式	Ⅱ 1 (5)	P. 7
原則 1-7 関連当事者間の取引	Ⅱ 1 (8)	P. 7
原則 2-6 企業年金の資産オーナーとしての機能発揮	Ⅱ 2 (4)	P. 8
原則 3-1 (iv) 情報開示の充実	Ⅲ 3 (2)、Ⅲ 3 (3)	P. 10～13
原則 3-1 (v) 情報開示の充実	Ⅲ 3 (2)、本ガイドライン添付資料	P. 10～11
原則 3-1 の (iv)、(v) 以外 情報開示の充実	I、Ⅲ 2 (2)、Ⅲ 3 (6)	P. 2, 9, 13～14
補充原則 4-1① 経営陣に対する委任の範囲	Ⅲ 3 (1)②	P. 10
原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質	Ⅲ 3 (2)④	P. 11
補充原則 4-11① 取締役会の多様性及び規模に関する考え方	Ⅲ 3 (2)①②③	P. 10～11
補充原則 4-11② 取締役・監査役の兼任状況	本ガイドライン添付資料	
補充原則 4-11③ 取締役会の実行性評価	Ⅲ 3 (9)	P. 15
補充原則 4-14② 取締役・監査役に対するトレーニングの方針	Ⅲ 3 (8)	P. 15
原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針	Ⅱ 1 (4)	P. 6

添付

対応状況表

(2) 2018年6月のコーポレートガバナンス・コード改訂を踏まえた本ガイドラインの主な改訂内容

コーポレートガバナンス・コード	本ガイドライン上の記載箇所	本ガイドラインのページ	主な改訂内容
原則 1-4 政策保有株式	Ⅱ 1 (5)	P. 7	政策保有株式の保有合理性の検証、投資撤退検討の起点となる基準について追記
原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮	Ⅱ 2 (4)	P. 8	新たに企業年金基金の当社における運営状況を記載
原則 3-1 (iv) 情報開示の充実	Ⅲ 3 (2)、Ⅲ 3 (3)	P. 10～13	CEOの選解任検討の起点となる事項につき当社指名委員会ガイドラインに基づき追記
原則 3-1 (v) 情報開示の充実	Ⅲ 3 (2)、本ガイドライン添付資料	P. 10～11	(変更なし)
補充原則 4-1③ 最高経営責任者(CEO)等の後継者計画	Ⅲ 3 (4)	P. 13	後継者育成計画の運用状況と、取締役会の関与を追記
補充原則 4-2① 報酬制度設計	Ⅲ 3 (6)	P. 13～14	報酬委員会の運営や、年次業績連動報酬の算定方式に関して追記
補充原則 4-3②、③ CEOの選解任	Ⅲ 3 (3)	P. 12～13	CEOの選解任検討の起点となる事項につき当社指名委員会ガイドラインに基づき追記
原則 4-8 独立社外取締役の有効な活用	Ⅲ 3 (2)④、Ⅲ 3 (7)	P. 11, 15	(変更なし)
補充原則 4-10① 指名委員会・報酬委員会の独立性の確保	Ⅲ 3 (3)②、Ⅲ 3 (6)	P. 12, 13～14	社外監査役を指名委員としている理由を追記
原則 4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件	Ⅲ 3 (2)①②③	P. 10～11	ジェンダーや国際性など、取締役会の多様性に対する当社の考え方を追記
原則 5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表	Ⅱ 1 (4)	P. 6	自社の株主資本コストを認識している旨追記